

福 介 護 第 1 2 4 号 の 3
2 0 2 0 年（令和 2 年）6 月 5 日

居宅介護支援事業所
地域包括支援センター 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

**新型コロナウイルス感染症に係る福山市における介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて（その4）**

平素より本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

また、居宅介護支援事業所及び包括支援センターの職員の皆様にあつては、新型コロナウイルス感染症に関わつて、代替サービスの確保や不安を抱える高齢者に寄り添つた支援等、様々に御尽力をいただいていることに合わせて感謝申し上げます。

さて、令和2年5月25日付の厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」の問5については、本市高齢者支援課より、令和2年6月1日付「新型コロナウイルス感染症に関連する介護予防ケアマネジメント費の請求について（通知）」等により通知させていただいているところです。

このことについて、居宅介護支援費及び介護予防支援費の具体的取扱いについて、広島県国保連合会から本市に情報提供された内容を加え、別紙のとおり整理してお示ししますので、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、これは現段階の整理であり、今後の状況に応じて変更があり得ることを御承知おきください。

| |
|----------------------|
| 福山市 介護保険課 |
| 事業者指導担当 084-928-1232 |
| 福山市 高齢者支援課 |
| 予防給付担当 084-928-1189 |

新型コロナウイルス感染症の影響により予定されていたサービス利用がなくなった場合の居宅介護支援費等の請求について（整理）＜「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」の問5関係＞

| 費用区分 | 対象者 | 適用月 | 問い合わせ先 |
|-------------------|--|--|--------------------------------|
| 居宅介護支援費 | 要介護者 | 5月提供分から適用 (全国一律) | 介護保険課 事業者指導担当 (928-1232) |
| 介護予防支援費 | 要支援者のうち、 予防給付を利用する人 (介護予防・日常生活支援総合事業を併用する人を含む) | 5月提供分から適用 (全国一律) | |
| 介護予防 ケアマネジメント費 | 要支援者のうち、 介護予防・日常生活支援総合事業のみ利用する人 | 5月提供分より以前のものであっても、該当者がいれば月遅れで請求することが可能 (福山市の取扱い) | 高齢者支援課 予防給付担当 (928-1189) |

※これら全ての請求において、国保連合会に対し、給付管理票の提出が必要です。計画単位数は当初ケアプランで予定されていた計画単位数を入力してください。サービス実績がなかったことを理由に0単位とした場合、返戻となりますのでご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響によるものであれば、サービス事業所の休業によるものだけでなく、利用者が自主的に利用を控えた場合等、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった理由は問いません。